



2013年10月17日

各位

会社名 イオンモール株式会社  
(コード番号: 8905 東証第一部)  
代表者名 代表取締役社長 岡崎 双一  
問合せ先 常務取締役管理本部長 梅田 義晴  
電話番号 043 - 212 - 6733

(追加)「資産の譲渡及び固定資産の賃貸借並びに特別損益の発生に関するお知らせ」の一部追加について

2013年10月2日に開示いたしました「資産の譲渡及び固定資産の賃貸借並びに特別損益の発生に関するお知らせ」につきまして、支配株主との取引等に関する必要かつ十分な開示を行うとの観点から、「5. 支配株主との取引等に関する事項」を、以下のとおり補足してお知らせいたします。なお、補足箇所には下線を付しております。

#### 記

(追加前)

本資産の譲渡及び固定資産の賃貸の取引は、当社親会社であるイオン株式会社100%出資子会社であるイオン・リートマネジメント株式会社が資産の運用を受託するイオンリート投資法人との取引となる為、支配株主等との取引に該当します。

当社は、2013年5月29日付コーポレート・ガバナンス報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に定めるとおり、イオン株式会社ならびにグループ企業とは、相互に自主・独自性を十分に尊重しつつ綿密な連携を保ちながら、持続的な成長、発展、業績の向上に努めており、グループ企業との連携およびシナジー効果の最大化をはかることは、少数株主の利益につながるものと認識しております。イオン株式会社およびグループ各社との取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しており、当社はイオン株式会社およびグループ各社から一定の独立性が確保されているものと認識しております。今般の決議においては少数株主の利益を不当に害することのないよう次の措置を講じ、双方協議の上適正かつ適法に合理的に決定しております。

#### ①公正性を担保するため及び利益相反を回避するために講じた措置

当社は、第三者である不動産鑑定士による鑑定結果を元に、交渉の上譲渡価格・賃料等を決定しており、取引内容・取引条件等は適切であると判断しております。

#### ②当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

支配株主とは利害関係の無い、独立役員である当社社外監査役も出席している本日の当社取締役会において、上記の検討結果を踏まえたうえで、賃貸の目的、交渉過程、賃料の公正性などの観点から総合的に判断し、本取引が少数株主にとって不利益なものではないとの判断のもと、本取引を決議しております。

(追加後)

本資産の譲渡及び固定資産の賃貸の取引は、当社親会社であるイオン株式会社100%出資子会社であるイオン・リートマネジメント株式会社が資産の運用を受託するイオンリート投資法人との取引となる為、支配株主等との取引に該当します。

当社は、2013年5月29日付コーポレート・ガバナンス報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に定めるとおり、イオン株式会社及びグループ企業とは、相互に自主・独自性を十分に尊重しつつ綿密な連携を保ちながら、持続的な成長、発展、業績の向上に努めてお

※このお知らせは、日本、米国その他の地域における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は発行会社又は売出人より入手することができます。これには発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

り、グループ各社との連携を図りながら、シナジー効果の最大化をはかることにより、少数株主の利益につながるものと認識しております。本資産の譲渡によって得た資金は、今後加速することを企図している国内外の新規モールの出店及び既存モールのさらなる収益性向上を目的としたリニューアルの設備投資等の成長投資に充当することを予定しており、当社のさらなる利益拡大、企業価値・株主価値向上については少数株主の利益につながるものと認識しており、上記指針に適合するものと判断しています。

また、当社は、本件取引を行うに際し、少数株主の利益を不当に害することのないよう次の措置を講じ、双方協議の上適正かつ適法に合理的に決定しております。

① 公正性を担保するため及び利益相反を回避するために講じた措置

当社は、イオンリート投資法人が第三者から取得した不動産鑑定とは別に、第三者である不動産鑑定士野島真太郎氏（㈱九段経済研究所）による鑑定結果を元に、交渉の上、10月2日開催の当社取締役会において譲渡価格・賃料等を決定しており、取引内容・取引条件等は適切であり、少数株主にとって不利益でないものと判断しております。また、イオン㈱役員を兼任しております当社取締役3名（村上教行、岡崎双一、岡田元也）が審議議決に参加しておりますが、支配株主及び当社の役員による、イオン・リートマネジメント株式会社及びイオンリート投資法人の役職員の兼任・兼務はないこと、本件資産の譲渡及び固定資産の賃貸の取引は兼任先であるイオン(株)との取引ではないこと、これらの3名の取締役は相手方との交渉に参加しておらず、イオンリート投資法人との間に特別利害関係を有するものでないため、議案の審議議決に参加することにつき法的に問題なく、これらの取締役が審議議決に参加することについて特段の利益相反措置は講じておりません。

② 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本年10月2日開催の当社取締役会において、支配株主とは利害関係の無い、独立役員である当社社外監査役平真美氏、町田祥弘氏に意見を求め、両氏から異議及び特段の指摘がないことを確認の上、出席取締役12名全員の賛成により本取引を決議しておりますが、当該取引が少数株主にとって不利益なものでないことを明確にするため、10月15日付で社外監査役両氏から本件が「資産の譲渡及び賃貸の目的、交渉過程、賃料の公正性の観点から総合的に判断し、本取引が当社成長施策として妥当であり、また、少数株主にとって不利益なものではないことを、改めて確認し意見を表明する」旨の意見書を入手しております。

以 上

※このお知らせは、日本、米国その他の地域における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は発行会社又は売出人より入手することができます。これには発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。